

平和観光ニュース

未使用パスポートでの中国査証申請について

6月1日(木)申請より、未使用パスポートで中国査証申請をする際には、必ず直近の旧パスポートの提出が必要になりました。

下記①～③に該当する方は、査証申請時に申請人発行の誓約書の提出も必要ですので、併せてご確認ください。

- ① 初めて取得したパスポートで渡航歴のない方
- ② 直近の旧パスポートを紛失・破棄した方
- ③ 直近の旧パスポート失効日と現パスポート発行日との間に一定期間がある方(概ね1年以上期間がある場合は誓約書が必要です)

★誓約書のサンプルをご用意しました。

記載内容については、申請人の状況に合わせてご変更ください。

ご不明な点等がございましたらご連絡ください。

日中平和観光株式会社

〒103-0004 東京都中央区東日本橋2-7-1 国際東日本橋ビル2階

TEL:03-5822-3508 FAX:03-5822-3514